

地方公務員法第 5 8 条の 2 及び広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 6 条の規定に基づき、令和 6 年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 6 年度 広島市人事行政の運営等の状況

I 人事行政の運営の状況（任命権者から報告を受けた令和 6 年度における人事行政の運営の状況を取りまとめ、その概要を公表するものです。）

1 職員の任用の状況等

(1) 部局別職員数

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
職 員	6,455	1,335	553	6,215	96	14,654
再任用職員 (常勤)	112	15	25	304	2	458
再任用職員 (短時間)	205	7	29	195	1	437
会計年度任用職員 (フルタイム)	525	—	—	223	—	748

(注) 1 「職員」は、再任用職員及び会計年度任用職員を除きます。
(注) 2 「その他」は、議長、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員及び農業委員会であり、以下同じです。
(注) 3 令和 7 年 3 月 3 1 日現在のものです。

(2) 採用者数

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
職 員	333	38	—	481	—	852
再任用職員 (常勤)	5	—	1	7	1	14
再任用職員 (短時間)	18	1	2	36	—	57
会計年度任用職員 (フルタイム)	540	—	—	230	—	770

(注) 1 「職員」は、再任用職員及び会計年度任用職員を除きます。
(注) 2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までのものです。（以下時期等を記載していないものについて同じです。）
(注) 3 会計年度任用職員（フルタイム）の採用者数は、同一人物が令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に複数回採用された場合は 1 人と集計します。

(3) 退職者数

(単位:人)

区 分		市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
定年	職 員	76	17	9	132	1	235
定年以外	職 員	211	27	8	440	3	689
	再任用職員 (常勤)	35	4	9	84	—	132
	再任用職員 (短時間)	60	2	10	65	—	137
計	職 員	287	44	17	572	4	924
	再任用職員 (常勤)	35	4	9	84	—	132
	再任用職員 (短時間)	60	2	10	65	—	137

(注) 1 「職員」は、再任用職員及び会計年度任用職員を除きます。
(注) 2 会計年度任用職員（フルタイム）の退職者数は、1 (2)採用者数と同数となります。

(4) 職位別昇任者数

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
局長級	8	—	—	—	1	9
部長級	36	—	1	2	2	41
課長級	78	12	3	11	—	104
課長補佐級	116	16	10	5	6	153
係長級	183	29	9	14	5	240
計	421	57	23	32	14	547

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、次に掲げる2つの方法により実施しました。

(1) 職員（会計年度任用職員を除く。）

- ア 能力評価
上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談
- イ 業績評価
職員本人による目標設定 → 職員と上司の面談 → 職員本人による自己申告 → 上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談

(2) 会計年度任用職員

- ア 能力評価
上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談
- イ 業績評価
上司による目標設定 → 職員と上司の面談 → 上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員給与費の状況

職 員 給 与 費 （ 消 費 的 経 費 ）				1人当たり 給与額（年額）
給 料	諸 手 当	期末・勤勉手当	計	
572億2,209万円	165億925万円	257億2,348万円	994億5,483万円	664万円

(注) 令和6年度一般会計決算見込みによるものです。

(2) 平均給与月額（給料月額、諸手当）及び平均年齢

区分	平 均 給 与 月 額			平均年齢
	給料月額	諸 手 当	計	
行政職	320,695円	56,573円	377,268円	39.3歳

(注) 令和6年4月1日現在のもの（人事委員会勧告に基づく改定後の金額）です。

(3) 勤務時間の状況

(週38時間45分)

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間
月曜日～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分	午後零時～ 午後1時

(注) 本庁舎及び区役所に勤務する場合のものです。

(4) 年次有給休暇の平均取得状況

平均取得日数	取 得 率
14.6日	73%

(注) 取得率は、取得日数÷付与日数により算出しています。

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業の取得状況

区 分	取 得 者 数	うち前年度からの 取 得 者	取 得 率
男 性 職 員	249人	28人	52%
女 性 職 員	982人	585人	100%
計	1,231人	613人	—

(注) 1 取得率は、令和6年度の新たな取得者数÷令和6年度中の新たな育児休業取得可能職員数により算出しています。

(注) 2 取得率は、会計年度任用職員を除きます。

(2) 自己啓発等休業の取得状況

(単位:人)

区 分	取 得 者 数	
		うち前年度からの 取 得 者
男 性 職 員	1	1
女 性 職 員	2	1
計	3	2

(3) 配偶者同行休業の取得状況

(単位:人)

区 分	取 得 者 数	
		うち前年度からの 取 得 者
男 性 職 員	—	—
女 性 職 員	4	1
計	4	1

5 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の被処分者数

(単位:人)

区 分	休 職	免 職	計
勤務実績がよいくない場合	—	—	—
心身の故障の場合	212	—	212
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	2	—	2
計	214	—	214

(注) 会計年度任用職員（パートタイム）を含みます。

(2) 懲戒処分の被処分者数

(単位:人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
被 処 分 者 数	2	6	7	6	21

(注) 会計年度任用職員（パートタイム）を含みます。

6 職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないという服務の根本基準が示されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、更には政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。加えて、広島市職員倫理条例では、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則等を定めています。

こうした中、令和6年度においては、服務監理委員会の開催や全職員を対象とした公務員倫理研修の実施、更には次に掲げる通達等により、職員の服務規律の確保に努めました。

時 期	内 容	発信者
令和6年4月1日	不祥事の根絶と綱紀肅正の徹底について	副市長
令和6年6月28日	不祥事の根絶、職員の倫理の保持及び贈答等の虚礼廃止について	副市長
令和6年10月15日	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における職員の服務規律の確保について	副市長
令和6年11月20日	飲酒運転の根絶、職員の倫理の保持及び贈答等の虚礼廃止について	副市長
令和6年12月5日	広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における職員の服務規律の確保について	副市長

7 職員の退職管理の状況

本市職員のうち課長級以上の職にあった者で、本市退職後2年以内に再就職した者の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の再就職状況は次のとおりです。

(単位:人)

再就職先区分	再就職者数
本市職員（再任用）	29
本市関係公益的法人等	55
国・他自治体	1
その他民間企業（株式会社）	3
その他団体（一般財団法人・社会福祉法人等）	7
計	95

8 職員の研修の状況

研修の実績（受講者数）

(単位:人)

研修センターが実施し、又は支援する研修			職場研修	派遣研修
階層別研修	能力開発型研修	自主研修		
1,482	2,717	248	113,774	847

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

ア 市職員互助会

- (ア) 会員は水道局職員及び臨時職員を除く市職員であり、会員数は令和7年3月1日現在24,080人です。
- (イ) 事業内容
結婚祝金・入学祝金等の給付金支給、総合文化祭、体育行事、レクリエーション行事、健康増進事業、サークル育成、鷹野橋職員会館管理運営、会員制福利厚生事業「ベネフィット・ステーション」、生命保険等団体取扱、積立年金保険、物資販売事業
- (ウ) 掛金率及び助成金率（令和7年3月1日現在）
掛金率（会員負担） 給料月額 $\times$ 4.0/1,000
助成金率（事業主負担） 給料月額 $\times$ 1.5/1,000
- (エ) 事業費は5億7,300万円（令和6年度決算額）であり、市の助成金は1億465万円です。

イ 水道局職員互助会

- (ア) 会員は水道局職員であり、会員数は令和7年3月1日現在634人です。
- (イ) 事業内容
結婚祝金・入学祝金等の給付金支給、体育行事、レクリエーション行事、サークル育成、生命保険等団体取扱、積立年金保険、物品貸付事業及び会員制福利厚生事業「ベネフィット・ステーション」
- (ウ) 掛金率及び助成金率（令和7年3月1日現在）
掛金率（会員負担） 給料月額 $\times$ 4.0/1,000
助成金率（事業主負担） 給料月額 $\times$ 0.9/1,000
- (エ) 事業費は2,139万円（令和6年度決算額）であり、市の助成金は224万円です。

ウ 職員共済組合

- (ア) 組合員は市立学校教員等を除く市職員であり、組合員数は令和7年3月31日現在18,832人です。
- (イ) 事業の概要
① 退職者等に対する年金の給付等に関する事務
② 療養の給付や育児・介護休業手当金の給付
③ 組合員の臨時の支出に対する資金の貸付け
- (ウ) 掛金率及び負担金率（令和7年3月1日現在）

区 分	長期給付（年金給付事業）	短期給付（保健・休業給付事業）
	標準報酬月額・標準期末手当等	標準報酬月額・標準期末手当等
掛金率 （組合員負担）	99.00/1,000	55.01/1,000
負担金率 （事業主負担）	132.4953/1,000	55.85/1,000
区 分	短期給付（介護納付金）	
	標準報酬月額・標準期末手当等	
掛金率 （組合員負担）	8.4/1,000	
負担金率 （事業主負担）	8.4/1,000	

- (エ) 事業費（貸付事業等を含む。）は331億5,085万円（令和6年度決算額）であり、市の負担金は135億4,025万円です。
- (オ) 事業等見直し
① 短期給付の掛金率・負担金率の引上げ（R6.4～）
② 長期給付の掛金率・負担金率の引下げ（R6.4～）

(2) 公務災害及び通勤災害の補償の状況 (単位:件)

区 分	認 定 件 数		
	負 傷	疾 病	計
公務災害	157	6	163
通勤災害	34	—	34
計	191	6	197

(3) 措置要求及び審査請求に係る人事委員会の勧告及び指示に対する対応状況 (単位:件)

区 分	件数	対 応 状 況	
		勧告又は指示に 従ったもの	左記以外
措置要求に係 る勧告	—	—	—
審査請求に係 る指示	—	—	—

II 人事委員会の業務の状況（人事委員会から報告を受けた令和6年度における業務の状況を公表するものです。）

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用に係る競争試験及び選考の状況
ア 採用試験（競争試験及び公募により行う選考をいいます。以下同じです。）の実施日程

区 分		申込 受付期間	第1次 試験日	第1次試験 合格発表日	第2次 試験日	第2次試験 合格発表日	第3次 試験日	最終合格 発表日	
Ⅰ種	行政事務 (SPI枠)	R6. 3. 1 ～ R6. 3. 25	R6. 4. 3 ～ R6. 4. 11	R6. 4. 17	R6. 4. 24 ～ R6. 4. 26	R6. 5. 16	R6. 5. 27 R6. 5. 28	R6. 6. 7	
	行政事務 (一般枠) 社会福祉 心理 土木 建築 電気 機械 化学 農芸化学 造園 農林業 水産 薬剤師 獣医師 保健師 消防	R6. 4. 19 ～ R6. 5. 13	R6. 6. 16	R6. 6. 21	R6. 7. 1 ～ R6. 7. 17	R6. 7. 26	R6. 8. 1 ～ R6. 8. 23	R6. 8. 30	
	保育士	R6. 7. 29 ～ R6. 8. 13	R6. 9. 29	R6. 10. 4	R6. 10. 11 ～ R6. 10. 16	R6. 10. 25	R6. 11. 5 ～ R6. 11. 7	R6. 11. 15	
	行政事務 土木 学校事務 消防		R6. 9. 29	R6. 10. 4	R6. 10. 17 ～ R6. 10. 25	R6. 11. 1	R6. 11. 11 ～ R6. 11. 25	R6. 11. 29	
職務経験者対象 (行政事務・社会福祉・ 土木・建築・電気・機 械)			R6. 8. 19 ～ R6. 9. 3	R6. 9. 20	R6. 10. 5 R6. 10. 6 R6. 10. 12 R6. 10. 13	R6. 11. 1	R6. 11. 24 R6. 11. 30 R6. 12. 1	R6. 12. 13	
就職氷河期世代 対象 (行政事務・学校事務)		R6. 10. 5 R6. 10. 6 R6. 10. 12			R6. 11. 16 R6. 11. 17				
障害者対象 (行政事務・学校事務)		R6. 7. 29 ～ R6. 8. 13	R6. 9. 22	R6. 10. 11	R6. 10. 28 ～ R6. 11. 1	—	—	R6. 11. 15	
[追加募集] 職務経験者対象 (土木・建築・機械)			R6. 11. 20 ～ R6. 12. 9	R6. 12. 12 ～ R6. 12. 26	R7. 1. 10	R7. 1. 18	R7. 1. 27	R7. 2. 15	R7. 2. 26
技能 業務 職	食肉技術員		R6. 12. 27 ～ R7. 1. 10	R7. 1. 26	R7. 1. 30	R7. 2. 3	—	—	R7. 2. 10
	清掃業務員	R7. 2. 10				—	—	R7. 2. 26	
	学校業務員	R7. 2. 12							
	下水関係業務員	R7. 2. 13							
	調理員	R7. 2. 14							

(注) 障害者対象及び技能業務職については、第3次試験を実施していません。

イ 採用試験の実施結果

(単位:人)

区 分		申込者	第1次試験		第2次試験		第3次試験		最終競争 倍率(倍)
			受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	
Ⅰ種	行政事務 (SPI枠)	412	365	53	41	20	19	11	33.2
	行政事務 (一般枠)	407	316	277	265	229	221	135	2.3
	社会福祉	32	25	24	23	22	20	14	1.8
	心理	17	15	12	12	10	10	8	1.9
	土木	26	22	19	17	15	14	12	1.8
	建築	15	10	6	5	5	4	4	2.5
	電気	6	4	2	2	2	2	2	2.0
	機械	2	1	1	1	1	1	1	1.0
	化学	10	8	5	4	3	3	1	8.0
	農芸化学	7	7	5	5	3	3	1	7.0
	造園	5	5	5	5	5	4	4	1.3
	農林業	13	10	7	7	7	6	5	2.0
	水産	2	0	—	—	—	—	—	—
	薬剤師	5	5	4	4	2	2	1	5.0
	獣医師	4	3	3	3	3	3	2	1.5
	保健師	46	40	36	36	24	24	12	3.3
	消防	74	56	12	12	8	8	4	14.0
	保育士	115	94	90	88	86	84	45	2.1
	小計	1,198	986	561	530	445	428	262	3.8
Ⅱ種	行政事務	68	53	51	49	43	40	22	2.4
	土木	9	3	2	2	2	2	2	1.5
	学校事務	50	29	19	19	12	12	6	4.8
	消防	313	253	151	141	98	87	49	5.2
	小計	440	338	223	211	155	141	79	4.3
職務 経験者 対象	行政事務	150	142	80	72	40	38	26	5.5
	社会福祉	22	20	15	13	10	10	6	3.3
	土木	7	5	5	5	5	5	5	1.0
	建築	2	2	2	1	1	1	0	—
	電気	11	11	7	7	6	6	5	2.2
	機械	4	2	2	2	2	2	1	2.0
	小計	196	182	111	100	64	62	43	4.2
職「 追加 募集 対象 」	土木	5	4	4	3	3	2	2	2.0
	建築	1	1	1	1	1	1	1	1.0
	機械	1	0	—	—	—	—	—	—
	小計	7	5	5	4	4	3	3	1.7
期就 世代職 対永 対河	行政事務	136	125	52	50	26	26	19	6.6
	学校事務	93	89	25	24	10	10	5	17.8
	小計	229	214	77	74	36	36	24	8.9
障 害 者 対 象	行政事務	73	66	45	—	—	44	15	4.4
	学校事務	17	15	5	—	—	5	1	15.0
	小計	90	81	50	—	—	49	16	5.1
技 能 業 務 職	食肉技術員	10	10	5	—	—	5	1	10.0
	清掃業務員	16	16	12	—	—	12	3	5.3
	学校業務員	15	11	6	—	—	4	2	5.5
	下水関係業務員	12	12	8	—	—	8	5	2.4
	調理員	25	24	12	—	—	12	4	6.0
	小計	78	73	43	—	—	41	15	4.9
合 計		2,238	1,879	1,070	919	704	760	442	4.3

(注) 1 障害者対象及び技能業務職については、第3次試験を実施していないため、第2次試験の結果を第3次試験の欄に記載しています。

(注) 2 最終競争倍率は、第1次試験の受験者数を最終合格者数で除したものです。

ウ 採用選考の実施状況

(単位:人)

区 分	市長	消防長	教育委員会	合 計
局長級	1	—	—	1
部長級	2	—	—	2
課長級	3	—	—	3
課長補佐級	4	—	—	4
係長級	4	—	—	4
係員	6	1	1	8
合 計	20	1	1	22

(2) 昇任に係る選考の状況

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	合計
局長級	8	1	—	—	2	11
部長級	26	6	3	1	3	39
課長級	73	22	4	5	2	106
課長補佐級	125	27	10	11	2	175
係長級	187	31	11	13	4	246
合 計	419	87	28	30	13	577

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和6年9月27日に、市議会及び市長に対し、報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

(1) 報告の概要

ア 公民較差

民間給与	本市職員の給与	較 差
386,369円	376,427円	9,942円 (2.64%)

イ 給与の改定

- (ア) 本市職員の給与が民間給与を9,942円(2.64%)下回っていることから、この較差を解消するため、給料表について、民間事業所の状況等を勘案し、本市職員の実態に応じて改定することが適当であると判断した。
- (イ) 本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合が民間における特別給の年間支給割合を0.08月分下回っており、民間における支給状況に見合うよう、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を0.10月分引き上げることが適当であると判断した。

ウ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

人事院は、本年の人事院勧告において、①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備という現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度への転換を図るため、処遇等について包括的に見直す「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」を行うよう勧告した。本市においても、国の対応等を注視しながら、民間給与水準との均衡や本市職員の実情を考慮の上、給与制度の見直しを検討していく必要がある。

エ その他の言及事項

公務現場における様々な課題に的確に対応するため、限られた人材・財源の下で迅速かつ効率的な行政運営を行うことが求められる中、本市の職員採用試験における受験者は減少傾向にあり、若年層の離職者も多く発生している。今後も持続的に質の高い行政サービスを提供するためには、有為な人材の確保・育成や、職員一人一人がやりがいを持って職務を遂行しその能力を十分に発揮できる勤務環境の整備等が急務である。

- (ア) 人材の確保・育成
- (イ) 勤務環境の整備等
 - ① 長時間勤務の是正
 - ② 多様で柔軟な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進
 - ③ 心身の健康の保持
 - ④ ハラスメントに対する取組
 - ⑤ 多様な人材の活躍
- (ウ) コンプライアンスの推進

(2) 勧告の概要

ア 給料表又は諸手当

- (ア) 公民較差9,942円(2.64%)を解消するため給料表を改定すること。
- (イ) 期末・勤勉手当の年間支給割合を0.10月分引き上げること。

イ 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。
ただし、期末・勤勉手当については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位:件)

係属件数			処理件数							翌年度への繰越し (A)－(B)
前年度からの繰越し	新規要求	計 (A)	却下	一部却下 一部否認	全部否認	一部容認	全部容認	取下げ	計 (B)	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 措置の要求とは
職員の勤務条件に関する措置の要求の制度とは、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することができる制度です。

4 職員の不利益処分に関する審査請求の状況

(単位:件)

係属件数			処理件数						翌年度への繰越し (A)－(B)
前年度からの繰越し	新規申立て	計 (A)	却下	処分承認	処分修正	処分取消	取下げ	計 (B)	
—	2	2	1	—	—	—	—	1	1

※ 審査請求とは
職員の不利益処分に関する審査請求の制度とは、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員が、人事委員会に対して、その処分の取消し等を請求することができる制度です。